

リユーメリシの「過剰人口問題」について

三國技官

同 五月七日

アメリカ國家資源委員會編「人口問題」について

左右田技官

同 五月二一日

出生調節に關する調査報告

篠崎技官

同 五月二九日

我國近世の産兒制限問題について

關山囑託

同 六月一四日

シスモンデイの人口論

林 囑託

同 六月二〇日

アメリカに於ける都市化について

中島技官

同 七月四日

アメリカ人口問題の一断面

島村技官

同 七月一八日

第三次育兒費調査(中間報告)

三國技官

同 八月一日

アメリカ人口問題の一断面(つゞき)

島村技官

人口問題研究資料の作成

昨昭和二十一年下半年期以降に作成された謄寫印刷による人口問題研究資料の目録を掲ぐれば左の如くである。(数字は資料番號を示す)

題 目

執筆 者

(12) カール・サックスによる世界人口問題に關する概論

篠崎技官

(13) 過剰人口理論の史的展望、その一——シスモンデイの人口論

林 囑託

(14) 昭和二五年までの推計人口の分析

上田技官

(15) 我が國人口増殖力の近い將來——經濟安定本部統計研究會將來人口の再生

産率について

館技官、高木囑託

(16) 産兒制限問題の人口理論的省察

木多技官

(17) 産兒制限の基礎的理論(新マルサス主義の概観)

島村技官

避妊實態調査の施行

産兒制限問題の現下の我が國人口問題に於ける重要性と、特に信頼すべきこの種資料の我が國に於いて皆無なる實情に鑑み、本研究所に於いては大規模なる避妊實態調査を企畫し、我が國に於けるその實態を社會各層にわたつて各種の視點より調査することとなつた。その調査要綱は左に掲ぐるが如くで、その第一回は昭和二十二年一月、東大醫學部職員、厚生本省職員、東京都廳職員、並に若干の工場労働者について施行、ついで第二回は四月、内務、商工、農林、運輸等の各省について施行した。なお今後も更に社會各層にわたつて引きつづき施行される筈である。

産兒制限に關する調査要綱

一、調査の目的

産兒制限の普及と實行とは好むと好まざるにと拘らず今後の必然的な勢ひと思はれるがこれにより人口の量及び質の上に著しい影響が及ぶものと思はれるので産兒制限の可否乃至はその指導につい

て早急な對策を樹立する必要がある。然るに我が國には今日までこの問題に關する基礎資料について見るべきものが皆無の状態であるので本調査を實施して総合的な且つ精密な資料を作成しようとするものである。

二、調査の方法

配票調査と臨地調査の二種の方法に依り行ふ。配票調査は次に擧げる調査對象者に調査票を配布し次項の如き調査事項について記入せしめる。臨地調査は國民學校兒童について身體調査及び智能調査を行ひ且つその両親についても配票調査を行ふ。

三、調査の對象

- 全國の産院入院中の産婦 二〇、〇〇〇名
- 官公職員 五、〇〇〇名
- 工場労働者 二五、〇〇〇名
- 農 民 三〇、〇〇〇名
- その他一般人 二〇、〇〇〇名
- 國民學校兒童 二〇、〇〇〇名

四、調査の事項

(一) 配票調査

- I 夫妻に關する調査事項
  - 1 現住所
  - 2 生年月日
  - 3 夫の職業及び職務上の地位
  - 4 妻の職業
  - 5 月 收
  - 6 教育程度
  - 7 初婚及び再婚の別

# 避妊調査票

厚生省 人口問題研究所  
昭和22年 7月 10日 現在調

人口問題研究 第五卷 第七・八・九號

1 生年日		夫		年 月 日 生		4 教育程度		小学校	中等学校	専門学校以上	
2 実際に結婚した年月日		年 月 日		年 月 日 生		4 教育程度		卒 修	卒 修	卒 修	
3 別居		期間		理由		5 職業		夫	妻	夫	
7 出産回数		8 別居期間		9 出産年月日		10 生産 死産産 人工流産 生後死亡		11 死亡年月日		12 實際避妊していた期間	
第一子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第二子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第三子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第四子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第五子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第六子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第七子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第八子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第九子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第十子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
◎ 避妊を執行(している)者の記入する欄						◎ 避妊を全然実行しなかつた者の記入する欄					
14 何故避妊を執行したか またしているか						19 何故また実行する必要がなかつたか					
① 経済上現在子供を養育する負担にたえられないから ② 経済上将来子供の教育結婚の費用したえられないから ③ 妻の健康のため ④ 悪阻その他の妊娠出産に關係した病氣にかかるから ⑤ 子供を健康に育てたいから ⑥ 妊娠出産の苦痛から免れるため ⑦ 子供を養育する苦勞から免れるため(経済上の理由が深く) ⑧ 修養の時間を得るため ⑨ 享樂の時間を得るため ⑩ 遺傳病の子供を産む心配があるから ⑪ 容色が衰えるから ⑫ 風習上 ⑬ その他( )						① 知らないから ② 面倒だから ③ 嫌いだから ④ 夫妻が何れかが好妊娠 ⑤ 無関心 ⑥ 不必要 ⑦ 男の子がほしいから ⑧ 女の子がほしいから ⑨ 避妊器具藥品が入り困難 ⑩ 避妊器具藥品が高くて買えないから					
15 どんな避妊法(禁欲を含む)を実行していますか						20 人工流産した人はその理由					
16 あなたの避妊は成功していると思いませんか						◎ 一般意見の欄					
17 避妊の知識はどのように得ましたか						21 どの避妊方法が最も適当だと思いますか。					
18 避妊の意圖						22 将来避妊を実行したいと思いませんか。					
① 計画的に子供を産むため ② 出産間隔を延ばすため ③ 全然子供を産まぬため ④ 無計画 ⑤ その他( )						23 より確実な方法を知りたいですか。					
① 連続的に ② 規則正しく ③ 無計画に						24 貴人の子供数は全部で何人か					
① 連続的に ② 規則正しく ③ 無計画に						夫 (男児) 名 (女児) 名 妻 (男児) 名 (女児) 名					
◎ 記入上の注意 (イ) 記入事項は嚴密の取扱をなし統計作製以外の目的には絶対使用 (ロ) 職業をなるべくくわしく記入して下さい。農業者は地主自作、自作兼小作、小作の區別を記入して下さい。(ハ) 先夫または先妻の間に生れた子供は除いて下さい。(ニ) 第十子以上ある方は貼紙をして記入して下さい。(ヘ) 14~18には避妊を実行しなかつた人は書かないで下さい。(ホ) 19には避妊を実行した(している)人は書かないで下さい。											

8 結婚年月日

II 出産及び妊娠に関する調査事項

1 出産の順位

2 男女の別

3 出産年月日

4 生産、死産、流産、人工流産の別

5 死亡年月日

6 現在妊娠中なりや否や、妊娠中のものについて妊娠月数

III 避妊に関する調査事項

1 夫妻の生殖能力の有無

2 不妊手術又は性器のレントゲン照射を受けたことの有無

3 避妊の實行の有無

4 避妊を實行せる理由(例示)

5 實行せる避妊方法

6 避妊の實行の程度

7 避妊を實行せる時期及びその期間

8 避妊方法の知識の有無

9 避妊の成否

10 避妊の希望の有無

11 避妊方法の知識の要求の有無

12 夫妻の養育すべき子供の数についての意見

13 現在妊娠中のものについては人工妊娠中絶希望の有無及びその理由(例示)

(一) 臨地調査

I 身體調査

1 住所

2 氏名

3 男女の別

4 生年月日

5 一般身體検査

6 人類學的計測及び觀察

II 智能調査

厚生省官制並に分課規程の改正

行政整理と官吏制度改正に伴う昨昭和二十一年二月及び四月の厚生省官制並に分課規程の改正は前號所報の如くであるが、更に昭和二十一年十二月以降の數次に互る改正を一括掲ぐれば以下の如くである。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年十二月二十六日勅令第六百十五號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「專任二百四十九人」を「專任二百四十六人」に、「專任八百五十四人」を「專任八百四十四人」に改める。

第二條 厚生部内臨時職員設置制の一部を次のように改める。

第一條中「衛生局」を「公衆保健局、醫務局及豫防局」に改める。

第二條第一項中「衛生局」を「醫務局」に改める。

第三條 社會事業其ノ他國民生活ノ保護ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會局ニ屬セシム

厚生事務官

專任二人 二級

專任八人 三級

第四條第一項 厚生事務官の部中「專任十六人」を「專任二十七人」に、「專任二十七人」を「專任四十二人」に、「厚生技官の部中」を「專任二人」を「專任五人」に改める。

第六條 社會保險ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ保險局ニ屬セシム

厚生事務官

專任一人 二級

厚生技官

專任一人 二級

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省分課規定中改正

(昭和二十一年十二月二十七日)

第十條 醫務局ニ左ノ五課及出張所ヲ置ク

醫務課

藥務課

製藥課

病院課

療養課

醫務局出張所

第十四條 病院課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國立病院ニ關スル事項

二 厚生省醫務局出張所ノ業務指導ニ關スル事項

第十五條 療養課ニ於テハ國立療養所ニ關スル事項

ヲ掌ル

第十六條 厚生省醫務局出張所ニ於テハ國立病院及

國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌リ之ヲ

ヲ掌ル

國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌リ之ヲ